別表第二㈠、別表第二㈢から別表第二㈤まで及び別表第三㈠の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第三㈢から別表第三㈫までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格Ａ６に準ずる」に改める。

別表第三㈢の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第三㈣の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考７中「日本工業規格Ａ６とする」を「日本産業規格Ａ６に準ずる」に改める。

別表第四の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考３中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第六㈠及び別表第六㈡の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第七㈠の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第七㈠の表中「日本産業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第七㈢の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考２㈠中「「継続適用届出書」という」を「同じ」に改め、同表の備考４中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第九㈠及び別表第九㈡の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（酒税法施行規則の一部改正）

第二条　酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第三条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二㈠、別表第二㈢から別表第二㈤まで及び別表第三㈠から別表第三㈤までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第三㈢の表中「給付補塡金」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考２中「給付補塡金」に、同表の備考３中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同表の備考５から備考８までの規定中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改める。

別表第四㈠の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考３㈥中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

別表第四㈡及び別表第四㈢の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、これらの表の備考３㈤中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、これらの表の備考３㈥中「行なわれる」を「行われる」に改める。

別表第四㈣の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第五㈠から別表第五㈥までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、これらの表の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第五㈡の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第五㈨の表中「給付補てん金」を「給付補塡金」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考１中「給付補てん金」を「給付補塡金」に、「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同表の備考２㈡中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同表の備考２㈢中「給付補てん金等の次に掲げる」を「次に掲げる給付補塡金等の」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同表の備考２㈢㋑及び㋺中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同表の備考２㈣中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同表の備考３中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第五㈩から別表第五㈭まで及び別表第五㈰から別表第五㉘までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第五㉙の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考３中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「作成して」を「作成し」に改める。

別表第五㉚から別表第六㈢までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第七㈠及び別表第七㈡の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、これらの表の備考２⑼中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

別表第八㈠から別表第九㈢までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

第四条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表一から別表十七の三㈢までの書式及び別表十九の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第五条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十二号を次のように改める。

四十二　セントクリストファー・ネービス

別紙書式備考１及び４中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一の表及び様式第二の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（復興特別法人税に関する省令の一部改正）

第七条　復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表一から別表三付表までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方法人税法施行規則の一部改正）

第八条　地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一から別表二付表までの書式及び別表四の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（平成二十八年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（酒税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち酒税法施行規則第四条の次に一条を加える改正規定及び同令第五条の改正規定中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。